

答申 情第60号

平成30年10月3日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年12月21日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年7月25日付け生衛第24号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成29年7月4日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「食品自主回収報告書の過去3年分」について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「食品等自主回収着手報告書」24件及び「食品等自主回収終了報告書」35件を公開請求に係る公文書と特定し、このうち、個人の職氏名、性別及び年齢層は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため情報公開条例第7条第1号に、法人等名称、所在地、郵便番号、代表者職氏名、電話番号、FAX番号、社印、代表者印、メールアドレス、ホームページアドレス、事業所番号、事業所名、店舗名、広告、ロゴマーク、名称及び商品名、対象施設及び名称、商品の写真、バーコード、JANコード、品番、価格、容器の種類、内容量、産地、商品仕様書、商品表示情報、プリンター、製品別店舗一覧など法人等の顧客に係る詳細情報、事業者の規模が推測し得る情報、商品を推測し得る数量単位、食品表示の一部、製造工程及びその写真、金属片混入の可能性のある商品を出荷させた原因及び写真、再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容・再発防止策の一部、改善報告書の一部は法人等に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため情報公開条例第7条第2号に該当するとの理由で非公開として、平成29年7月25日付けで審査請求人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3) 平成29年10月10日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、平成29年12月21日、当審査会に対し情報公開条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

公開された食品等自主回収着手報告書及び終了報告書のほとんどが黒塗り（非公開）となっており、情報公開の意味がないであろう。黒塗りにして隠蔽するのではなく、全てを公開して、県民の被害を食い止めるべきである。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 食品等の自主回収の報告制度について

食品等の自主回収の報告制度は、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号。以下「食の安全・安心条例」という。）に基づき、事業者が食品等の自主回収情報を公表することによって、自主回収の対象となっている食品等を県民が知らずに飲食することを防ぐとともに、速やかな回収を促進することを目的とするものであって、事業者に社会的制裁を課すためのものではない。

また、市は、食の安全・安心条例に基づき「食品等自主回収着手報告書」及び「食品等自主回収終了報告書」を受理した際は、速やかにホームページ等で公表している。また、「食品等自主回収終了報告書」を受理した日の翌日から14日を経過するとホームページからその内容を削除している。

(2) 非公開とした部分及び理由

ア 個人の職氏名及び性別及び年齢層は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、情報公開条例第7条第1号に該当することから、非公開とした。

イ 法人等に関する情報(ウに関する情報を除く。)である代表者印、価格、商品仕様書、商品表示情報、プリンター、製品別店舗一覧など法人等の顧客に係る詳細情報、製造工程及びその写真、金属片混入の可能性のある商品を出荷させた原因及び写真、再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容・再発防止策の一部、改善報告書の一部は法人等に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、情報公開条例第7条第2号に該当することから、非公開とした。

ウ 食の安全・安心条例に基づき一定期間公表していた法人等に関する情報のうち、法人等名称、所在地、郵便番号、代表者職氏名、電話番号、

FAX 番号、社印、メールアドレス、ホームページアドレス、事業所番号、事業所名、店舗名、広告、ロゴマーク、名称及び商品名、対象施設及び名称、商品の写真、バーコード、JAN コード、品番、価格、容器の種類、内容量、産地、事業者の規模が推測し得る情報、商品を推測し得る数量単位、食品表示の一部は食の安全・安心条例に基づき、食品等自主回収の報告がなされたため、一定期間公表していたが、食の安全・安心条例は市民の健康を保護し、並びに市民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的としており、自主回収の対象となっている食品等を市民が知らずに飲食することを防ぎ、事業者自らによる迅速な回収を促進する制度であって、事業者に社会的制裁を課すためのものではないことから、事業者による自主回収が終了し、当初の目的が達せられ、定められた公表期間を経過した情報を公開することは、当該法人等の社会的信用を失墜させ、法人等の競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるため、情報公開条例第 7 条第 2 号に該当することから、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「食品等自主回収着手報告書」及び「食品等自主回収終了報告書」である。

(2) 情報公開条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 情報公開条例第 7 条第 1 号の趣旨及び解釈

情報公開条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別されうるような情報が記録された公文書を原則非公開と定めたものである。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別する

ことができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

イ 当審査会の判断について

実施機関が非公開とした部分を当審査会が見分したところ、個人の職氏名については、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

また、性別及び年齢層について非公開とした「若い女性」については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものには当たらないため同号本文には該当せず、非公開とする理由がないことから、公開すべきである。

(3) 情報公開条例第7条第2号ア該当性について

ア 情報公開条例第7条第2号アの趣旨及び解釈

情報公開条例第7条第2号アは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするというものである。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 当審査会の判断について

実施機関が非公開とした部分を当審査会が見分したところ、代表者印、価格、商品仕様書、商品表示情報、プリンター、製品別店舗一覧など法人等の顧客に係る詳細情報、製造工程及びその写真、金属片混入の可能性のある商品を出荷させた原因及び写真、再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容・再発防止策の一部、改善報告書の一部は法人等に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、同号に該当する。

また、法人等名称、所在地、郵便番号、代表者職氏名、電話番号、FAX番号、社印、メールアドレス、ホームページアドレス、事業所番号、事業所名、店舗名、広告、ロゴマーク、名称及び商品名、対象施設及び名称、商品の写真、バーコード、JANコード、品番、価格、容器の種類、内

容量、産地、事業者の規模が推測し得る情報、商品を推測し得る数量単位、食品表示の一部は食の安全・安心条例に基づき、食品等自主回収の報告がなされたため、一定期間公表していたが、食の安全・安心条例は市民の健康を保護し、並びに市民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的としており、自主回収の対象となっている食品等を市民が知らずに飲食することを防ぎ、事業者自らによる迅速な回収を促進する制度であることから、事業者による自主回収が終了し、当初の目的が達せられ、定められた公表期間を経過した情報を公開することは、当該法人等の社会的信用を失墜させ、法人等の競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるものであることから、同号に該当する。

なお、同号ただし書において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」必要と認められるものは公開することとしているが、事業者による自主回収が終了し、一定の期間が経過した情報であることからこれに該当しない。

また、事業者の規模が推測し得る情報のうち、「サービスカウンター」、「店長」、「店長代行」、「部門担当者」の表記については、事業者の規模が推測し得る情報に当たらず、非公開とする理由がないことから、公開すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定について、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月21日	実施機関からの諮問
平成30年 7月 4日	審議 実施機関からの意見聴取
7月25日	審議 審査請求人の意見陳述

9月26日

審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州

別表

対象文書	公開すべき部分
食品等自主回収着手 報告書	サービスカウンター
食品等自主回収終了 報告書	若い女性、サービスカウンター、店長、店長代行、 部門担当者